

能代市自主防災組織の手引き

目次

- 1 災害の多発と地域防災力の必要性……………1
- 2 自主防災組織の意義と役割……………2
- 3 自主防災組織をつくるには……………3
- 4 自主防災組織の具体的な活動内容……………4
- 5 能代市自主防災組織補助金制度について……………7



令和6年4月

 能代市

1 災害の多発と地域防災力の必要性

わが国は、その位置と地形、気象等の自然条件から、地震、台風や梅雨前線による集中豪雨、洪水、土砂災害、大雪等による自然災害が発生しやすい環境にあり、災害はいつ起きるかわかりません。地震災害、風水害や雪害、大規模火災といった過去の災害教訓を踏まえると、国や県、市の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられます。自分の身を自分の努力によって守る「自助」の取り組みとともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力しながら、防災活動に組織的に取り組む「共助」の考え方が非常に重要になってきます。

災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組む組織を「**自主防災組織**」といいます。**地域で協力し合う活動である「共助」が、自主防災組織が担うべき地域防災力の中核です。**「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることが出来るのです。

2 自主防災組織の意義と役割

自主防災組織は、「**自分たちの地域は自分たちで守る**」という自覚、連帯感に基づき、住民の皆さんが自主的に結成する組織です。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法では、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第2条の2）として位置づけられています。

災害が発生した場合、消防をはじめとする防災関係機関は全力を挙げて防災活動を行いますが、災害時にはこの防災関係機関の活動は著しく困難になる事が予想されることから、地域住民自らが災害の初期段階で防災活動を行う事が大変重要になります。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者の方や障害者の方々、いわゆる「災害時避難行動要支援者」に対して誰よりも早く支援の手を差し伸べられるのは地域の方々です。このように「自主防災組織」には、日頃から地域の防災訓練などを通じ、いざというとき、一体となって防災活動を展開したり、地域の方々の避難支援や救出救護活動等を行ったりすることが期待されています。

こうした中で、地域の人々が手をつないで輪を広げ、集団生活を通じて心の通い合う生活環境を実現するための「コミュニティ活動」が期待されています。防災組織づくりもそのひとつで、自治会・町内会内で防災組織づくりを推進していくことが、災害に強いまちづくりにもつながりますし、防災活動を通して地域のつながりを再構築していくことにもつながるのです。

3 自主防災組織をつくるには

自主防災組織は地域のつながりの上に成り立っています。組織をつくるには、自治会・町内会や、火災予防組合などの既存組織を基本として自主防災組織を設置し、地域の実情にあった防災活動を展開していく、という進め方がやりやすいでしょう。

自治会や町内会の組織をもとに自主防災組織を結成するときの流れを紹介します。

その1

自治会・町内会で防災について話し合う

- ・ 防災活動の必要性
- ・ 災害が起きたら危険な箇所はあるか
- ・ 防災の備えは十分か
- ・ 災害が起きたらどこへ逃げるか
- ・ 避難の際に手助けが必要な世帯はあるか
どんな手助けが必要か など

その2

総会で自主防災組織設置を決定

- ・ 地域の皆さんの合意が原則
- ・ 地域住民が連携して活動するという意識を持つことが大切
- ・ 強制的なものではなく、自発的な参加
- ・ 無理せず、息の長い取り組みを

その3

組織の規約・リーダーを決める

- ・ 組織の目的や体制を明確にする
(規約の例 12 ページ)
- ・ リーダーを中心とした協力体制を作る
- ・ 組織内の役割分担を決める

その4

具体的な活動計画を決める

- ・ 年間の活動計画（防災訓練、地域の見回りなど）を決める
- ・ どのような資機材が必要か検討し、備蓄を進める
- ・ 災害時にどのように行動すべきか、平常時に決めておく

その5 自主防災活動の実施

- ・ 市へ「**自主防災組織設立届出書**」を提出する（様式9ページ）
- ・ 防災訓練や危険箇所の確認、避難行動要支援者の支援体制づくりなどの活動を実施する
- ・ **自主防災組織の活動費用や資機材購入費、空調設備等整備費（R6新設）の助成制度がありますのでご活用ください**

組織の結成は、自主防災活動を行うための出発点です。役割分担を明確にし、各班のリーダーを決めて、リーダーのもとに地域の方々がひとつにまとまり協力していくことが大切です。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災活動に取り組みましょう。

設立届出について

自主防災組織を設立したら、「自主防災組織設立届出書」と自主防災組織の規約、役員名簿、組織図、区域図等を総務課防災危機管理室に提出してください（様式11ページ）。

組織の代表者や規約などに変更が生じた場合は、その都度、総合防災課へご連絡ください。

地域の防災計画の作成

自主防災組織として、日常の備えと災害時の行動について、地域の実情に合った防災計画を定めておくことが重要です。計画には、日頃はどのような対策を進め、災害時にはどのような活動をするのかを、役割分担などを含め具体的に盛り込みます。

計画を定めるには防災上の知識や防災関係法令・能代市地域防災計画等との調整も必要となりますので、総合防災課や消防署と相談しながら進めましょう。

自主防災組織の班編成と役割の例

	日常の役割	災害時の役割
総務班	全体調整、行政・他機関との連絡調整 避難行動要支援者の把握	全体調整、行政・他機関との連絡調整 被害・避難状況等の全体把握
訓練・情報班	防災知識の普及啓発、広報活動 防災訓練の実施、防災マップの作成 危険箇所の巡回・点検	状況把握、報告、住民への情報伝達
防災・消火班	器具点検、火災予防・防火広報 家庭・地域の安全点検	出火防止、初期消火活動 水防活動
救出・救護班	防災資機材の調達・整備 避難行動要支援者の把握	負傷者等の救出、救護活動 避難行動要支援者の支援
避難・誘導班	避難所・避難経路の確認 避難所対策（ごみ、トイレ等）の検討	避難所の開設・運営 住民の避難誘導、安否確認
給食・給水班	個人備蓄の促進、非常持出袋の配備 炊き出し器具の点検	救援物資の配分 炊き出し等の実施



4 自主防災組織の具体的な活動内容

自主防災組織の活動内容は組織により様々ですが、多くの役割が期待されています。平常時や災害時の自主防災組織の活動例について説明します。

○平常時の自主防災組織の活動

(1) 防災知識の普及・啓発活動

普段から地域ぐるみで防災に関する知識を共有し、防災意識を醸成しておくことが重要です。自治会・町内会の総会や祭典、子ども会の地域行事など様々な機会を捉え、防災講話やミニ避難訓練などの普及・啓発活動を行うと効果的です。

(2) 火気使用設備器具などの点検・家庭の安全点検

家庭にあるコンロやストーブ等は日ごろから点検することが重要です。また住宅用火災報知機の設置・点検のほか、大地震に備えてタンスなどの転倒防止対策なども必要です。

(3) 危険箇所などの把握と防災マップの作成

防災ハザードマップを確認し、地域内にどのような危険があるのかや、災害時に利用できる避難場所などを把握し、地域の「防災マップ」としてまとめておくことは、災害時に役立つほか、地域の防災意識向上にも効果があります。地域内を実際に歩きながらマップ作りを進めることは地域コミュニティの活性化にもつながります。



(4) 災害時の活動に備えての訓練の実施

市や学校などが行う防災訓練に参加するだけでなく、地域の実情に合わせた防災訓練を行うことで、災害時の役割分担の確認や災害時要支援者の把握に役立ちます。

訓練には、災害時の情報伝達訓練、避難訓練、消火訓練などのほか、DIG（災害図上訓練）やHUG（避難所運営ゲーム）などの図上訓練もあります。

防災訓練の企画立案や実施方法、各種の図上訓練などについてのご相談は、総合防災課（電話0185-89-2115）へお問い合わせください。



防災訓練（給水炊き出し訓練）



HUG（避難所運営ゲーム）の様子

(5) 防災資機材等の備蓄

自主防災組織が災害時に活動するためには、様々な資機材が必要となります。地域の実情や組織の構成、活動計画などを踏まえて資機材の備蓄を検討します。また家庭でも非常持ち出し袋を用意したり、3日～1週間程度の非常食料を備蓄しておくことが重要です。

(6) 地域の安全確保

地域の危険箇所については、平常時から巡視して安全確認を行う、近寄れないように柵を設置する、看板を設置して住民へ注意喚起する、防災マップを配布して周知するなどの対策を取る必要があります。

また、冬期間には雪により避難路がふさがれたり緊急車両が通れなくなったりする恐れもありますので、地域ぐるみで除排雪活動を行うのも有効です。

(7) 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るため安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦などがあげられます。

災害時に避難行動要支援者が迅速に避難できるようにするためには、一人ひとりについて、避難時に「誰が、誰を、どのように支援するか」を事前に決めておくことが有効です。これは普段の見守りネットワークづくりにもつながります。

各地の自主防災組織では、災害時に手助けが必要になる方々の名簿を作成し、避難が必要となった時に、誰が付き添って、どのようなルートでどこに避難するかの計画を定め、その計画が機能するか訓練を行う、といった取組が進められています。

名簿の作成や避難の支援など、避難行動要支援者については長寿いきがい課長寿社会係（電話0185-89-2156）へご相談ください。

自主防災アドバイザー派遣制度について

秋田県では、各地域に『自主防災アドバイザー』を派遣し、地域の防災活動が活性化するように支援しています。

主なアドバイス内容

- | | | |
|------------|---------------|-----------------|
| ○自主防災組織の運営 | ○避難誘導・救助・消火訓練 | ○お年寄りなど要援護者への対応 |
| ○災害図上訓練 | ○日常的な防災活動 | ○災害危険箇所の把握 |
| ○防災マップの作成 | ○防災知識の普及・啓発 | など |

申し込み方法

秋田県総合防災課（018-860-4564）へご相談ください。

○災害時の自主防災組織の活動

(1) 情報収集・伝達・広報活動

災害が発生する恐れがあるときや、発生した場合に的確な予防・応急体制をとるには、正確な情報を迅速に集めて伝達することが必要です。伝達経路として自主防災組織の果たす役割は非常に重要です。災害時に備えた地域内の情報伝達体制を構築することが重要です。

(2) 出火防止・初期消火活動

地震による被害の中で一番恐ろしいのは、火災の同時多発です。最初の揺れが大きくて火の始末ができなくても、地震の揺れは1～2分間と言われていていますから、揺れがおさまってからすばやく火の始末をすることが大事です。

仮に出火した場合は、自主防災組織が中心となって初期消火活動にあたる必要があります。

(3) 避難・誘導

災害が起こった場合、又は発生する恐れがある場合には、市長は必要に応じて危険な地域の住民に対し、避難指示等を行います。災害の状況によっては指示等が遅れたり、伝達が困難になったりすることも予想されます。

危険が迫ったときは自主防災組織として自主的に判断して避難することが必要になります。どのような時に避難しなければならないか、地域の危険性と照らし合わせながら、普段から考えておきましょう。

避難誘導は、次のことに注意して行います。

- 1 避難情報は、地域内のすべての人に正確かつ迅速に伝達します。
- 2 避難誘導責任者の指示に従って、まとまって行動します。
- 3 地域内の避難行動要支援者を優先し、避難誘導します。

(4) 救出・救護活動

大規模災害が発生した場合、出動した救急車も思うように活動ができなくなる恐れがあり、自主防災組織が救出救護活動にあたる場合も考えられます。

救護活動では、負傷者の状態に応じた手当が求められます。日頃から消防機関や、日本赤十字社などの講習会に参加し、熟練しておくことが大切です。

(5) 避難所の開設と運営

避難所は災害時に生命の安全を確保する避難施設であり、災害の規模や状況によっては一定期間生活する重要な施設です。

避難所では、他の避難者やボランティア、行政関係者など様々な人々により共同生活をすることが予想されます。ごみやトイレなど、災害情報の伝達、共有など実情に合った避難生活のルールが必要です。また、お年寄りや子供、ハンディキャップを持っている「災害弱者」に対し、必要な支援について配慮することも重要です。

5 能代市自主防災組織補助金制度について

市では自主防災組織の活動を支援するため、補助金制度を設けています。

(1) 補助金額

① 防災資機材購入費

下の表にある補助対象品目の購入に要した費用（上限10万円）を補助します。
ただし、自主防災組織1組織につき1回に限ります。

区 分	品 目
情報収集伝達用品	テレビ、メガホン、携帯ラジオ、トランシーバー、無線機等
消火活動用品	バケツ、消火器、ホース、小型動力ポンプ等
水防活動用品	土のう袋、スコップ、ロープ、カケヤ、杭、ブルーシート、救命ボート、救命胴衣、軍手、ゴム手袋等
救急救護用品	ヘルメット、担架、救急箱、テント、毛布、簡易ベッド等
避難支援用品	リヤカー、発電機、投光機、簡易トイレ、寝袋、ゴザ、携帯電話用充電器等
給水給食用品	鍋、コンロ、ガスボンベ、薪ストーブ、非常食品、食器、燃料等
その他の用品	市長が特に必要と認める用品

② 自主防災組織活動費

下の表にある自主防災組織の活動に必要な経費（上限3万円）を補助します。
ただし、年度ごとに1回限りとし、自主防災組織1組織につき3回（3年間）までとします。

区 分	内 容
地域の防災計画作成に必要な経費	地域の危険箇所の把握、防災マップの作成、避難計画の作成、地区防災計画の作成等に係る経費
啓発活動に必要な経費	防災に関する講演会・勉強会の開催、啓発広報紙の発行等に係る経費
防災訓練に必要な経費	防災訓練の企画及び実施に係る経費（消火器の詰替え費用、燃料費、炊き出し用食材費、炊飯用具、訓練資材購入費、訓練要項作成費等）
地域の安全確保に必要な経費	災害危険箇所の巡視及び注意喚起に係る経費、地域の除排雪に係る経費等
避難行動要支援者対策に必要な経費	避難行動要支援者の状況把握、支援体制づくり等に係る経費
その他の経費	市長が特に必要と認める経費

③空調設備等整備費（R6新設）

下の表にある補助対象品目の整備に要した費用の5分の4の額（上限20万円）を補助します。ただし、自主防災組織1組織につき1回に限ります。

区 分	品 目
空調設備等経費	エアコン、扇風機、暖房器具等

※規約に記載された活動拠点への整備が対象となります。

規約に活動拠点が示されていない場合は、規約の改正が必要となります。

（2）補助金申請手続き

①交付申請

自主防災組織の活動や資機材購入の前に、「補助金等交付申請書」（様式15ページ）に、自主防災組織の事業計画書、収支予算書を添付して申請してください。

その他の書類として、防災資機材購入費、**空調設備等整備費**の補助については見積書の写し及び仕様書又はカタログの写しを、自主防災組織活動費補助については防災活動に係る訓練要項その他防災活動の内容が確認できる書類の添付が必要です。

②補助金の交付決定と振り込み

市が交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定した場合「補助金等交付決定書」を交付します。その後、自主防災組織が指定する口座に振込に補助金を振り込みます。

③事業の実施、資機材の購入

事業計画にそって自主防災活動を実施します。

補助金交付決定後に、資機材の購入、**空調設備等の整備、自主防災組織活動を実施してください。**

④実績報告

事業が終了した場合、速やかに実績報告書を市に提出してください。

「補助金等実績報告書」（様式16ページ）に、事業実績書、収支決算書を添付して提出していただきます。

防災資機材の購入、**空調設備等の設置**の場合は、購入又は整備がわかる写真と領収書（写）の添付が必要です。自主防災組織活動費補助については、活動の状況写真や防災訓練の要項、チラシの写しなど活動内容が確認できるものがが必要です。

⑤補助金の確定

補助金等実績報告書をもとに市が補助事業に関する出納簿、領収書類、預金通帳などを確認し補助金額の確定を行います。

事業に要した費用が補助金交付決定額よりも少ない場合は、補助金を一部返還していただくことがあります。

※補助金に関する内容については、総合防災課にお問い合わせください。

様 式

自主防災組織設立届出書

年 月 日

能代市長 様

自主防災組織名
代表者氏名
住 所
電 話 番 号

印

下記のとおり自主防災組織を設立しましたので届出します。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	
設 立 年 月 日	年 月 日
世 帯 数 ・ 人 口	世帯 ・ 人
自治会・町内会名	

2 添付書類

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 区域図
- (5) その他

参 考

〇〇自治会自主防災組織規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇自治会自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(活動の拠点)

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

(1) 平常時 〇〇自治会館

(2) 災害時 〇〇小学校

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

(3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給水給食、物資配布等応急対策に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 防災資機材等の備蓄に関すること。

(6) 避難行動要支援者対策に関すること。

(7) 地区防災計画に関すること。

(8) 他組織との連携に関すること。

(9) その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本組織は、〇〇自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 防災委員 若干名

(4) 班長 若干名

(5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員 の 責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(経費)

第10条 本組織の運営に要する経費は、自治会・町内会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第12条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

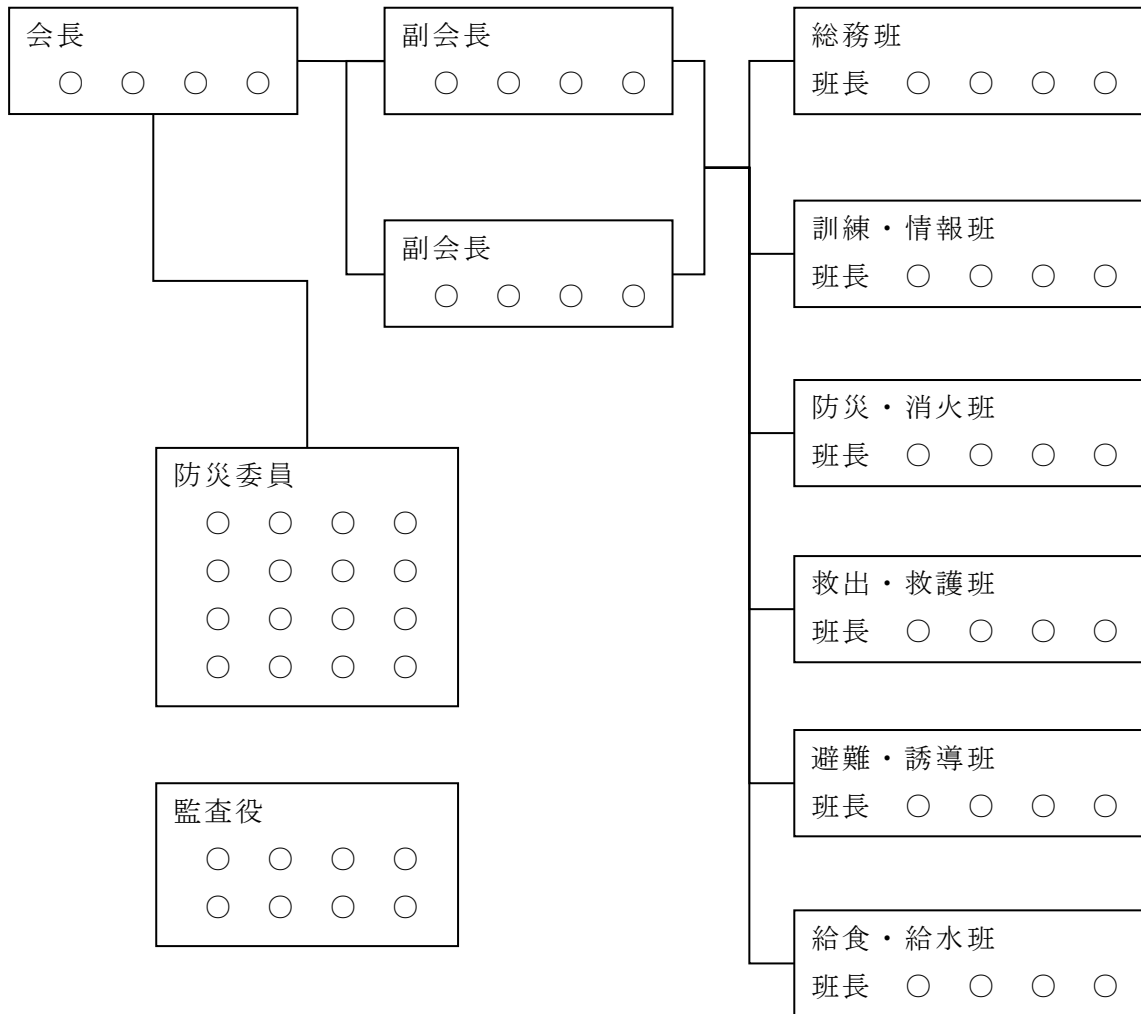
この規約は、○年○月○日から実施する。

ここに示した規約は参考例です。

役員 の 構成や人数、役員会・幹事会の設置については、地域の実情に合わせて検討してください。詳しくは、総合防災課にご相談ください。

参 考 例

〇〇自治会自主防災組織図



組織図の参考例です。

電話番号を記載して緊急時の非常連絡網を兼ねたり、各班の担当業務等については、地域の実情に合わせて検討してください。

参考：事業計画書の例

〇〇自治会自主防災組織
年度事業計画書

年間活動計画

- ・ 毎月 1 回の防火点検
- ・ 避難路の安全確認
- ・ 地域内危険箇所の巡回
- ・ 避難行動要支援者世帯の巡回、声かけ運動

月別活動計画

月	事業内容
4 月	役員会、総会
5 月	能代市総合防災訓練参加 (5/26)
6 月	夏の出水期前の地域安全確認
7 月	防災勉強会、地域避難訓練
8 月	水の事故防止活動
9 月	秋の出水期前の地域安全確認
10月	通学路安全点検
11月	
12月	冬季間危険箇所の確認、地域除排雪計画の確認
1 月	除排雪活動
2 月	冬の避難訓練
3 月	役員会、来年度計画策定

自主防災組織の日常活動と月別活動の例です。
地域の実情に合わせて活動内容を検討し、記載してください。

参考：自主防災活動実施要項の例

防災訓練実施要項

1 訓練実施日 ○○年○月○日（○）午前○時～○時

2 訓練想定

○月○日（日）午前○時、秋田県沖を震源とするマグニチュード8を超える巨大地震が発生、能代地域では震度6強の強い揺れを記録した。この地震により気象庁は秋田県に津波の高さを「巨大」とする大津波警報を発表した。

3 訓練内容

- (1) 避難行動要支援者世帯へ避難を呼びかけ、高台（○○公園）への避難訓練を行う。
- (2) 全世帯は高台（○○公園）へ避難し、各班ごとに安否確認を行う。
- (3) 傷病者が発生したためAEDを使用した救命措置訓練と、骨折の応急手当訓練を行う。（消防署の指導のもと行う）
- (4) 大津波警報解除を受け○○自治会館へ移動し、炊き出し訓練を行う。

防災講演会実施要項

1 講演会開催日 ○○年○月○日（○）午前○時～○時

2 内容

①防災に関する講演

講師 ○○大学教授 ○ ○ ○ ○
テーマ

②ワークショップ

「地域防災マップを作ろう」
ファシリテーター ○○大学教授 ○ ○ ○ ○
秋田県自主防災アドバイザー

避難所設営・運営訓練実施要項

1 訓練実施日 ○○年○月○日（○）午前○時～○時

2 訓練内容

- ・米代川のはん濫を想定
- ・○○小学校と連携し、学校施設を使用した避難所開設及び運営訓練を行う
- ・高齢者、障がい者、乳幼児などに配慮した避難所の運営を主眼とする

自主防災活動の実施要領の例です。

この他、防災に関するミニコミ紙の発行、地域の除排雪活動、避難行動要配慮者世帯への声かけなど様々な活動が考えられます。地域の実情に合わせてご検討ください。

様 式

年 月 日

能代市長 様

自主防災組織名
代表者氏名
住 所

印

補助金等交付申請書

○年度において、次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称 能代市自主防災組織補助金
- 2 補助申請額 一金 円
- 3 添付書類
(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他

①防災資機材購入見積書、仕様書等

②防災訓練等の自主防災活動実施要項等

③空調設備等購入見積書、仕様書等

補助を受けようとする場合は、事業実施前に必ず補助金交付申請を行ってください。
交付決定前に事業着手したものは補助対象外となります。

能代市長 様

自主防災組織名
 代表者氏名
 住 所

印

補助金等実績報告書

○年度の補助事業等の実績を下記のとおり報告します。

1 補助金等の名称 能代市自主防災組織補助金

2 補助金等の額 一金 円

交付決定額	実 績 額	差 引 額
円	円	円

3 交付決定年月日 年 月 日

4 交付決定指令番号 指令能総収第 号

5 補助事業等完了年月日 年 月 日

6 添 付 書 類

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) その他

①防災資機材配備状況、領収書

②防災訓練等の自主防災活動実施概要、活動状況、領収書等

③空調設備等整備状況、領収書

実績報告書には、補助の区分に応じて①防災資機材の配備状況、②各種防災活動の実施状況、③空調設備等整備状況の写真及び領収書（写）等が必要です。

実施報告書の際、実施状況や出納簿、預金通帳などを確認させていただきます。

事業に要した費用が補助金交付決定額よりも少ない場合、補助金の一部を返還していただくことがあります。